

○三島市移住・就業支援補助金交付要綱

令和元年5月30日

要綱第7号

(趣旨)

第1条 市長は、市への移住の促進及び中小企業等における人材の確保を図るため、東京圏から移住をし、かつ、就業等をした者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、三島市補助金等交付規則(昭和54年三島市規則第8号)及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 平成31年4月1日以後に市に生活の本拠を有することとなり、市に転入することをいう。
- (2) 中小企業等 補助金の交付対象として静岡県その他の都道府県(以下「静岡県等」という。)が選定した法人であって、静岡県等が開設する移住・就業支援事業及びマッチング支援事業実施要領(平成31年3月26日付けく管政第94号くらし・環境部長通知)第5の2(1)に規定するマッチングサイトその他の東京圏に居住する求職者を対象としたウェブサイト(以下これらを「マッチングサイト」という。)に求人情報を掲載したものをいう。
- (3) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の区域のうち、次の表の市町村欄に掲げる市町村の区域を除いた区域をいう。

都道府県	市町村
埼玉県	秩父市 飯能市 本庄市 越生市 小川町 川島町 吉見町 鳩山町 ときがわ町 横瀬町 皆野町 長瀬町 小鹿野町 東秩父村 神川町
千葉県	銚子市 館山市 旭市 勝浦市 鴨川市 富津市 いすみ市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 栄町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町
東京都	檜原村 奥多摩町 大島町 利島村 新島村 神津島村 三宅村 御藏島村 八丈町 青ヶ島村 小笠原村
神奈川県	三浦市 山北町 箱根町 真鶴町 湯河原町 清川村

- (4) 起業支援金 地域創生起業支援事業費補助金交付要綱(平成31年4月2日付け商振第192号静岡県経済産業部長通知)第2(1)に規定する地域創生起業支援金をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、第1号の要

件を満たす者のうち、第2号の要件を満たす就業をした者、第3号の要件を満たすテレワークをしている者、第4号の要件を満たす関係人口(市に継続的かつ多様な形で関わっていた人々をいう。以下同じ。)である者又は第5号の要件を満たす起業をした者に該当し、かつ、2人以上の世帯に係る申請をする場合にあっては第6号の要件を満たす者とする。

(1) 移住等に関する要件 次のいずれにも該当すること。

ア 移住元に関する要件 次のいずれにも該当すること。

(ア) 移住をする直前10年間において通算して5年以上、東京23区(地方自治法(昭和22年法律第67号)第281条第1項に規定する特別区の区域をいう。以下同じ。)に居住していたこと又は東京圏に居住し、かつ、雇用保険の被保険者若しくは法人経営者若しくは個人事業主として東京23区への通勤をしていたこと。ただし、東京圏に居住し、かつ、東京23区に所在する大学等へ通学し、東京23区に所在する企業等に就業をした者については、当該通学の期間のうち当該大学等の修業年限(高等専門学校にあっては、2年)を超えない期間を算入することができる。

(イ) 移住をする直前に連続して1年以上、東京23区に居住していたこと又は東京圏に居住し、かつ、雇用保険の被保険者若しくは法人経営者若しくは個人事業主として東京23区への通勤をしていたこと。ただし、東京圏に居住し、かつ、東京23区に所在する大学等へ通学し、東京23区に所在する企業等に就業をした者については、当該通学の期間を算入することができる。

イ 移住先に関する要件 次のいずれにも該当すること。

(ア) この要綱に基づく補助金の交付申請日(以下単に「交付申請日」という。)において、移住後1年以内であること。

(イ) 交付申請日から5年以上、継続して市内に居住する意思を有していること。

ウ その他の要件 次のいずれにも該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人であること、又は外国人であって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) 過去10年以内に新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金(移住・企業・就業型))又はその前歴事業を活用した移住支援金を受給した世帯に係る申請者を含む世帯員でなかったこと。ただし、当該支援金を全額返還した場合及び過去の申請時に18歳未満の世帯員であった者が、当該申請の日から5年以上経過し、かつ、18歳以上となり、当該世帯以外の世帯に係る申請者として申請する場

合は、この限りでない。

(エ) 移住前に居住していた市区町村において、市区町村税を滞納していないこと。

(オ) その他市長が不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件 次のいずれかに該当すること。

ア 中小企業等に就業をした場合においては、次のいずれにも該当すること。

(ア) 勤務地が、東京圏以外の地域に所在すること。

(イ) 就業先の求人情報が、静岡県等が補助金の交付対象としてマッチングサイトに掲載しているものであること。

(ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が、代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている中小企業等への就業でないこと。

(エ) 勤務時間が週20時間以上の無期雇用契約に基づき中小企業等に就業し、かつ、交付申請日において当該中小企業等に就業していること。

(オ) (イ)の求人情報に係る応募の日が、当該求人情報が補助金の交付対象としてマッチングサイトに掲載された日以後の日であること。

(カ) 就業先の中小企業等に、交付申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でなく、新規の雇用であること。

イ 内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業をした場合においては、次のいずれにも該当すること。

(ア) 勤務地が、東京圏以外の地域に所在すること。

(イ) 勤務時間が週20時間以上の無期雇用契約に基づき企業等に就業し、かつ、交付申請日において当該企業等に就業していること。

(ウ) 就業先の企業等に、交付申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でなく、新規の雇用であること。

(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加その他の離職することを前提とするものでないこと。

(3) テレワークに関する要件 次のいずれにも該当すること。

ア 所属している企業等からの命令でなく、自己の意思により移住をし、かつ、当該企業等の業務を引き続き行うこと。

イ 週20時間以上テレワークにより勤務することとし、かつ勤務日数の5分の1を超えること。

て所属先企業等に出勤していないこと。

ウ デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属している企業等から移住をした者に資金が提供されていないこと。

(4) 本事業における関係人口に関する要件 次のいずれにも該当すること。

ア 支給対象者の要件については、次のいずれかに該当すること。

(ア) 市内の小学校、中学校、高等学校及び大学等のいずれかを卒業していること。

(イ) 本人又は配偶者が、市内に継続して1年以上居住していたこと。

イ 地域の担い手確保の要件については、次のいずれかに該当すること。

(ア) 市内を路線又は営業区域とする事業所に、バス運転手、タクシー運転手として週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する者であること。

(イ) 市内事業所に、保育士又は幼稚園教諭として週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する者であること。

(ウ) 個人事業主又は法人の代表者として農林水産業に就業する者であること。

(5) 起業に関する要件 起業支援金の交付決定を受け、かつ、交付申請日において当該交付決定の後1年以内であること。

(6) 世帯に関する要件 次のいずれにも該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が、移住をする直前の住所地において同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が、交付申請日において同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員が、いずれも交付申請日において移住後1年以内であること。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員が、いずれも暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

オ 過去10年以内に新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金(移住・企業・就業型))又はその前歴事業を活用した移住支援金を受給した世帯に係る申請者を含む世帯員でなかったこと。ただし、当該支援金を全額返還した場合及び過去の申請時に18歳未満の世帯員であった者が、当該申請の日から5年以上経過し、かつ、18歳以上となり、当該世帯以外の世帯に係る世帯員として申請する場合は、この限りでない。

(補助金額)

第4条 補助金額は、別表に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める日までに三島市移住・就業支援補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 本人の写真を貼り付けた身分証明書その他の本人確認ができる書類の写し
 - (2) 移住後の住民票(2人以上の世帯が移住をする場合にあっては、申請者を含む世帯員全員分の住民票)
 - (3) 移住前の住所地の住民票の除票その他の移住前の住所地及び当該居住期間を確認できる書類(2人以上の世帯が移住をする場合にあっては、申請者を含む世帯員全員分のもの)
 - (4) 移住前に居住していた市区町村において市区町村税の滞納がないことを証する納税証明書その他これに相当する書類
 - (5) 次に掲げる補助対象者の区分に応じ、それぞれ次に定める書類
 - ア 第3条第2号の要件を満たす就業をした補助対象者 就業証明書(様式第2号)
 - イ 第3条第3号の要件を満たすテレワークをしている補助対象者 テレワーク就業証明書(様式第3号)
 - ウ 第3条第4号の要件を満たす関係人口である補助対象者 次に定める場合に応じ当該規定に定める書類
 - (ア) 第3条第4号ア(ア)に該当する場合 市内の小学校、中学校、高等学校又は大学等のいずれかを卒業したことを確認できる書類
 - (イ) 第3条第4号ア(イ)に該当する場合 住民票の除票その他の申請者又は配偶者が市内に1年以上継続して居住していたことを確認できる書類
 - (ウ) 第3条第4号イ(ア)及び(イ)に該当する場合 就業証明書
 - (エ) 第3条第4号イ(ウ)に該当する場合 就業証明書及び農林水産業に就業していることを確認できる書類
 - エ 第3条第5号の要件を満たす起業をした補助対象者 起業支援金に係る交付決定通知書の写し
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定による申請は、同一世帯につき1回を超えて行うことができない。ただし、第3条第1号ウ(ウ)ただし書又は同条第6号才ただし書に規定する場合に該当する場合は、

この限りでない。

(交付の条件)

第6条 市長は、補助金の交付を決定する際に、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 交付申請日から5年以内に市での居住が困難となった場合又は交付申請日から1年以内に就業した中小企業等での在職が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (2) 補助金の交付を受けた者が、次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合において、補助金の交付決定を取り消されたときは、その取消しに係る補助金の全部又は一部を返還しなければならないこと。ただし、就業先の中小企業等の倒産、災害、病気その他のやむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

ア 全額の返還

- (ア) 虚偽の申請等をしたとき。
- (イ) 交付申請日から3年を経過する日の前日までの間に転出したとき。
- (ウ) 交付申請日から1年以内の間に第3条第2号の要件を満たす就業に係る職を辞したとき。
- (エ) 起業支援金に係る交付の決定を取り消されたとき。

イ 半額の返還

交付申請日から3年以上5年以内の間に転出したとき。

- (3) 補助金交付後に、市長が行う補助金に関する立入調査等に協力しなければならないこと。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、制定の日から施行する。

附 則(令和2年3月27日制定)

- 1 この要綱は、制定の日から施行する。
- 2 改正後の第3条第1号アの規定は、令和2年1月1日以後に移住をする者について適用し、同日前に移住をした者については、なお従前の例による。

附 則(令和3年5月28日制定)

- 1 この要綱は、制定の日から施行し、改正後の三島市移住・就業支援補助金交付要綱(以下「新要綱」という。)の規定は、令和3年度分の補助金から適用する。

- 2 新要綱第3条(第2号イを除く。)及び第5条の規定は、令和3年3月1日以後に移住をする者について適用し、同日前に移住をした者については、なお従前の例による。
- 3 新要綱第3条第2号イの規定は、令和3年3月1日以後に移住をし、かつ、就業をする者について適用する。

附 則(令和4年3月31日制定)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この要綱の施行の日以後に移住をする者について適用し、同日前に移住をした者については、なお従前の例による。

附 則(令和5年3月31日制定)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この要綱の施行の日以後に移住をする者について適用し、同日前に移住をした者については、なお従前の例による。

別表(第4条関係)

区分	補助金額
単身世帯が移住をする場合	60万円
2人以上の世帯が移住をする場合	100万円に、交付申請日の属する年度の4月1日において18歳未満である世帯員(申請者及びその配偶者を除く。)1人につき100万円を加算した額

附 則(令和5年10月19日制定)

- 1 この要綱は、令和5年10月19日から施行する。
- 2 改正後の第3条第1号イ・、第2号ア・及びイ・並びに第6号ウの規定は、この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)以後に移住をする者について令和6年1月20日から適用し、施行日前に移住をした者については、なお従前の例による。

附 則(令和6年3月28日制定)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条の規定は、この要綱の施行の日以後に移住をする者について適用し、同日前に移住をした者については、なお従前の例による。

附 則(令和7年3月31日制定)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条の規定は、この要綱の施行の日以後に移住をする者について適用し、同

日前に移住をした者については、なお従前の例による。